

# 旅館業構造設備の確認

～共同住宅の1室や戸建てを旅館業に転用する事業者向け～

本リーフレットは旅館業構造設備基準の一部を抜粋して説明したものです。

【参照】(HP掲載)旅館業構造設備基準⇒ [旅館・ホテル営業](#) [簡易宿所営業](#)

## 1 オンラインチェックイン

フロント(玄関帳場)を置かない施設の場合は、フロントの機能を代替するための設備の設置が必要です。(「玄関帳場無し」の基準適用)

代替！

フ ロ ン ト 機 能	①宿泊者名簿の記載と鍵の交付	⇒	チェックイン設備 を設置
	②緊急時の駆け付け対応	⇒	ホテルから10分以内の場所に駆け付け事務所 を設置
	③宿泊者以外の出入りの確認	⇒	ビデオカメラを設置

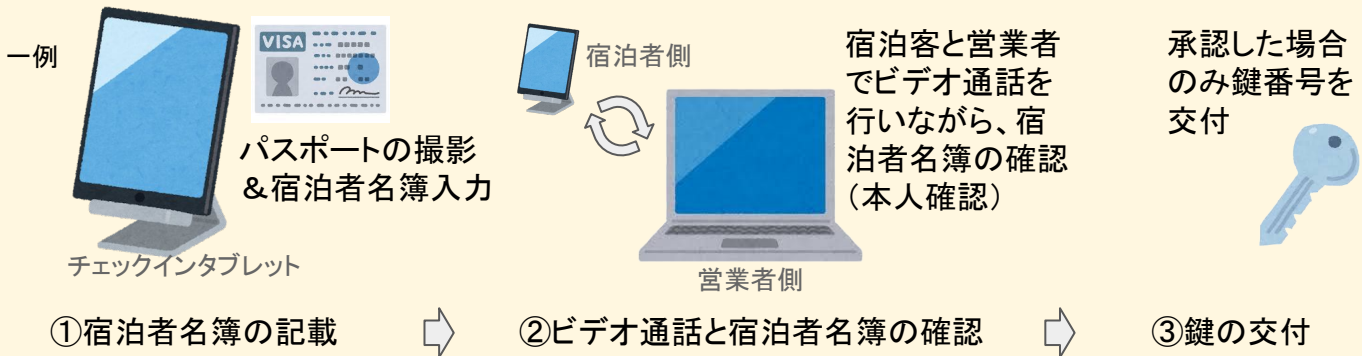
### ①宿泊者名簿の記載と鍵の交付

チェックイン設備は営業者自らが設置し、次のA、Bいずれかの要件を満たすこと。  
※客室に入室する前の共用部分等に設置 すること。

#### A 本人確認方法

ビデオ通話により、宿泊者名簿の記載内容の**確認及び修正**を行う

- ・パスポートの提示を求め営業者側で**パスポートの確認**ができること。
- ・本人確認終了後、営業者側の**承認した場合のみ鍵を交付**すること。



#### B 本人確認方法

事前に営業者と宿泊者との間で共有を行っていた、**宿泊客の本人確認情報**(氏名、住所、国籍、旅券番号、連絡先)と**事前共有情報**(二次元コード、暗証番号等)を、チェックイン設備を使用して照合

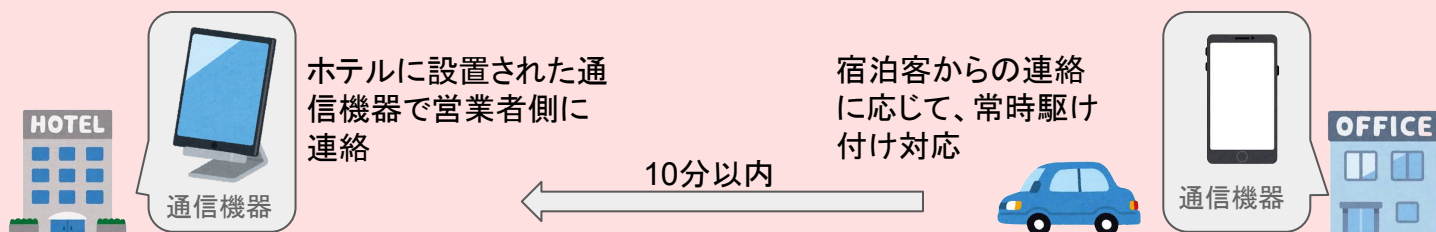
- ・パスポートの提示を求め営業者側で**パスポートの確認**ができること。
- ・本人確認の状況について、**宿泊者の顔**を判別できる角度で、**鮮明な画像を録画**すること。
- ・チェックイン機器の操作について**問い合わせができる設備・体制**を整えること。
- ・本人確認終了後、**鍵を交付**すること。

**運用体制を決定する前に、計画段階で保健所に相談してください！**

## ②緊急時の駆け付け対応

駆け付け事務所は、宿泊施設に10分以内に駆け付け可能な場所に設置すること。  
※チェックイン等を行う事務所と兼用しても問題ありません。

- ・駆け付けに使用する交通手段... **徒歩** 又は **自動車**。(徒歩80m/分,自動車250m/分)
- ・通信機器の設置... **宿泊施設、及び駆け付け事務所に** 設置。
- ・常時対応... 宿泊者からの連絡に応じて、**常時(夜間含む)対応** を行ってください。



## ③宿泊者以外の出入りの確認

ビデオカメラは営業者自らが設置し、次のA、Bいずれかの要件を満たすこと。



### A ビデオカメラの映像を常時リアルタイムで確認 する

宿泊施設に**ビデオカメラ**を設置し、旅館業施設を利用しようとする者の顔と容姿を、営業者側のモニターで**常時**鮮明な画像により確認すること。

### B ビデオカメラの映像を録画 し、さらに宿泊者専用区域に**無断で出入りできない措置**を講じる

下記(1)~(3)全てを満たすこと。

- (1) 宿泊者専用区域に入ろうとする者の **顔を判別できる角度** で、鮮明な画像を **録画** すること。
- (2) 宿泊者専用区域に無断入室する者がいるときその他必要なときに **録画した画像の確認ができる体制** を整えていること。
- (3) 「①宿泊者名簿の記載と鍵の交付」の方法により **本人確認を行った者に交付した鍵がなければ、当該区域に無断で出入りできない措置** を講じていること。

## 2 その他構造設備抜粋

### 客室面積

- 1客室の床面積(旅館・ホテル)
  - ・ベッド有り: 9㎡以上
  - ・ベッド無し: 7㎡以上

- 浴室、トイレ、洗面所、踏込その他これらに類する部分を除いた床面積
  - ・定員1人あたり2.47㎡以上

### 寝具の保管場所

- ・客室内や建物共用部分等に、寝具を保管する場所を設けること。

### 採光、照明、換気、暖房、洗面設備、トイレ、浴室

- ・施設の規模に応じて適当な数設けてください。

#### 【問い合わせ先】

札幌市保健所生活環境課営業指導係 TEL: 011-622-5165  
札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階



SAPP  
RO